資料５－２

監　査　報　告　書

道北地方山岳遭難防止対策協議会会則第９条第５項の規定により、令和７年度の収支決算に関する会計諸帳簿及び証拠書類を監査した結果、適正に執行されているものと認めます。

上記のとおり報告します。

令和　8　年　5　月　27　日

監　事　　上村　正人　　印

道北地方山岳遭難防止対策協議会　会長　嶋田　貴洋　様